平成２１年（フ）第７１号
山梨県富士吉田市小明見2167番地
債務者　加藤　麗蔵
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前11時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第８２号
山梨県富士吉田市小明見2167番地
債務者　加藤ヤスヨ
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前11時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第８３号
山梨県富士吉田市小明見2167番地
債務者　加藤　　伸
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前11時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第９３号
山梨県上野原市コモアしおつ４丁目33番６号
債務者　水口　恵美
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第８号
岐阜県加茂郡八百津町伊岐津志字宮口1259番地１　錦フォーリストハーモニーＢ101号室、住民票上の住所岐阜県加茂郡八百津町八百津4356番地２
債務者　柘植　史好
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第８８７号
愛知県西尾市米津町仲之畑62番地18
債務者　井澤栄一郎
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１３号
三重県名張市朝日町1263番地
債務者　藤井喜久生
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第１６号
三重県四日市市茂福町20番21号
債務者　関戸　輝男
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第４１号
三重県四日市市あかつき台１丁目１番地85
債務者　勝谷　智子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第４３号
三重県四日市市泊山崎町２番32号
債務者　大森　泉穂
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３９号
滋賀県栗東市荒張996番地202
債務者　野田　典子（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第８３３号
兵庫県姫路市家島町真浦404番地
債務者　上谷　康文
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７２２号
兵庫県姫路市西庄乙９番地３、従前の住所兵庫県姫路市北今宿３丁目17番２－１号
債務者　大西　克治
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８０４号
兵庫県姫路市田寺東３丁目15番13号
債務者　中山　彰浩
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８４６号
兵庫県姫路市広畑区高浜町４丁目１番地３、従前の住所兵庫県姫路市御立東１丁目３番２号
債務者　清水　智子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第９０７号
兵庫県姫路市白浜町宇佐崎北３丁目464番地シャトークレール206号
債務者　宮本　明生（旧姓杉山）
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第９５６号
兵庫県姫路市飾磨区英賀宮町２丁目15番地
債務者　酒居かおり
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第９５８号
兵庫県姫路市飾磨区構１丁目177番地ツイン明日香Ｅ棟201号室
債務者　橋本　純一
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部